資料編

第7次総合計画策定の経過

第7次総合計画策定方針

大牟田市総合計画条例

大牟田市総合計画策定会議規程

まちづくり総合プラン諮問文

まちづくり総合プラン案に対する審議会答申文

大牟田市総合計画審議会委員名簿

大牟田市まちづくり総合プラン案に寄せられた意見等

第7次総合計画策定の経過

年　月　日	主な策定経過
［令和４年］	
7月26日	総合計画策定会議において「第7次総合計画策定方針」を決定
8月26日～ 令和６年　1月24日	総合計画策定会議 →まちづくり総合プラン案の検討・協議（全9回）
9月　1日～　9月20日	市民意識調査を実施 →調査対象　18歳以上の市民2,000人　回収率44.9%
［令和５年］	
1月　1日～　1月27日	総合計画審議会委員を募集 →広報おおむた、市ホームページ、LINE、Facebook、 X（旧：Twitter）への記事掲載 →募集3人に対し5人応募
3月23日	市民意識調査結果公表 →市ホームページ掲載 →各地区公民館、えるる、市立図書館に報告書設置
4月11日	第1回総合計画審議会 →委員20名を委嘱、計画策定にかかる各種調査結果を報告・審議
5月29日	第2回総合計画審議会 →まちづくり総合プラン案を諮問
7月19日	第3回総合計画審議会（部会審議）
8月　7日	第4回総合計画審議会（部会審議）
8月28日	市議会全員協議会 →まちづくり総合プラン案を説明
9月　4日～　9月29日	パブリックコメント（市民意見募集）の実施 →情報公開センター、各地区公民館、市立図書館、えるる、 市ホームページに資料設置 →16名から36件の意見提出
9月22日	第5回総合計画審議会（起草委員会・答申案の検討）
10月　3日	第6回総合計画審議会（答申案の決定）
10月26日	総合計画審議会より大牟田市長へ答申

年　月　日	主な策定経過
［令和６年］	
2月　7日	市議会全員協議会 →まちづくり総合プラン案、アクションプログラム案を説明
3月22日	市議会において「大牟田市まちづくり総合プラン」を議決
3月31日	まちづくり総合プランを決定

※記述している以外にも、総合計画策定会議などを随時開催

第7次総合計画策定方針

1. 計画の趣旨と位置付け等

本市は、大牟田市総合計画条例に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針として、総合計画を策定し、様々な施策・事業を推進しています。

令和元年に策定した第6次総合計画が令和5年度に終期を迎えることから、第7次総合計画を策定します。

2. 計画策定にあたっての基本的姿勢

(1) 多様な市民意見の反映による計画づくり

大牟田市総合計画条例や大牟田市協働のまちづくり推進条例を踏まえ、策定の各段階での作業や内容を積極的に情報提供し、広く市民の意見を聴くことにより、計画への多様な市民意見の反映による計画づくりを目指します。

【主な取組み】

- 総合計画審議会の設置と市民委員の公募
- 市民意識調査の実施
- 各事業計画策定でのワークショップ・意見交換会等で出された意見やアイデアの活用
- パブリックコメントの実施　等

(2) 時代や地域のニーズに的確に対応した計画づくり

人口減少・少子高齢化が進行する一方で、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、カーボンニュートラルの実現等の環境問題への意識の高まり、地方移住や地域居住の広まりなどによる東京一極集中が変化する兆しなどが見られます。

一方、近年では、新型コロナウイルス感染症のまん延をはじめ、令和2年7月豪雨災害や令和3年8月の大雨など、市民の生命や財産、市政に重大な被害を及ぼすおそれのある新たな感染症や大規模災害への対応を余儀なくされており、今後も引き続き対応力を強化していくことが求められています。

これらの本市を取り巻く環境の変化の把握に努め、これからの時代における課題や地域のニーズに的確に対応できる計画づくりを目指します。

(3) 目的・目標を明確にした計画づくり

本市では、行政マネジメントシステム（※）によるPDCAサイクルを念頭に、施策や事業の点検・見直しを実施しながら、より効果的で効率的な行財政運営を進めてきました。総合計画策定においても同様に、PDCAサイクルを念頭に、総合計画の目指すところを市民にとってわかりやすく、成果重視型の行政運営にも資するよう、施策や事業の目的や達成目標を明確にした計画づくりを目指します。

あわせて、具体的な事業を構築する際には、財政状況を鑑みながら、計画期間中に実施する事業の優先化・重点化を図ることとします。

※【本市における行政マネジメントシステム】
年度当初に市の方針及び各部局の重点事業を掲げ（P）、事業実施（D）後に行政評価を実施し（C）、次年度の予算編成やアクションプログラムのローリング（A）へと至る、年間を通じた施策・事業レベルでの点検・見直しを実施。あわせて、人事評価制度における目標管理において、市の方針や各部局の重点事業等をもとに、職員それぞれが取り組む業務やスケジュール等を明確にすることで、着実な推進を企図している。

3. 全体構成と計画期間

（1）全体構成

総合計画の構成は、大牟田市総合計画条例に基づき、将来の都市像や基本目標、都市像の実現に向けた施策の基本的方向と体系を示す「まちづくり総合プラン」、具体的な事業の概要や実施時期等を示す「アクションプログラム」の2段階とします。

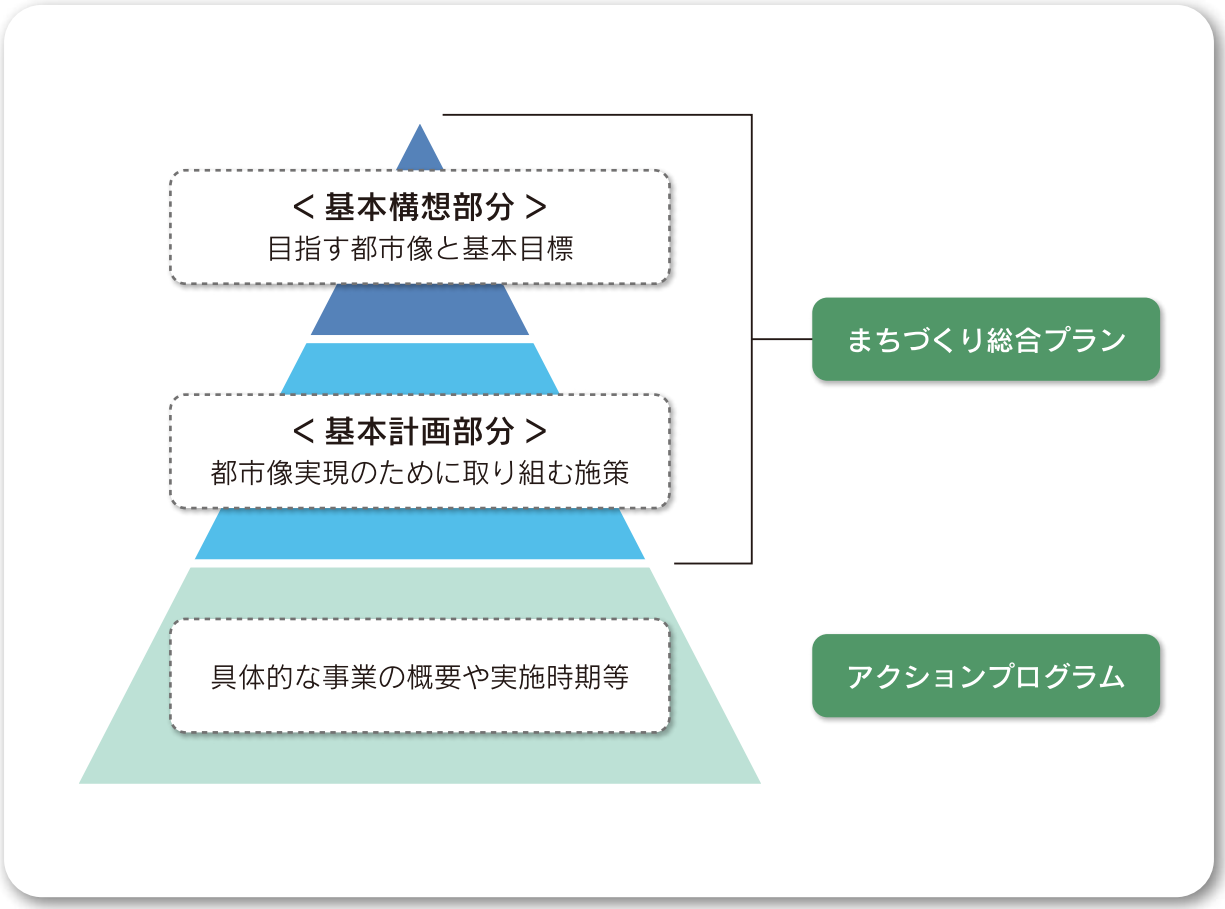

（2）計画期間

まちづくり総合プランについては、中長期的な視点によるまちづくりの指針としての位置づけを明確にするため、計画期間は10年とします。なお、本市を取り巻く状況の変化や課題への的確な対応を図るため、中間の5年目で基本計画部分を中心に再点検し、必要とされる見直しを行うこととします。

アクションプログラムについては、まちづくり総合プランの中間見直しや財政計画との整合を図るため、計画期間を5年とします。

あわせて、市の方針の策定やアクションプログラムのローリングを毎年度実施することにより、市政公約の反映及び市民のニーズや社会経済情勢の変化への対応を行います。

第7次総合計画【計画期間：10年】

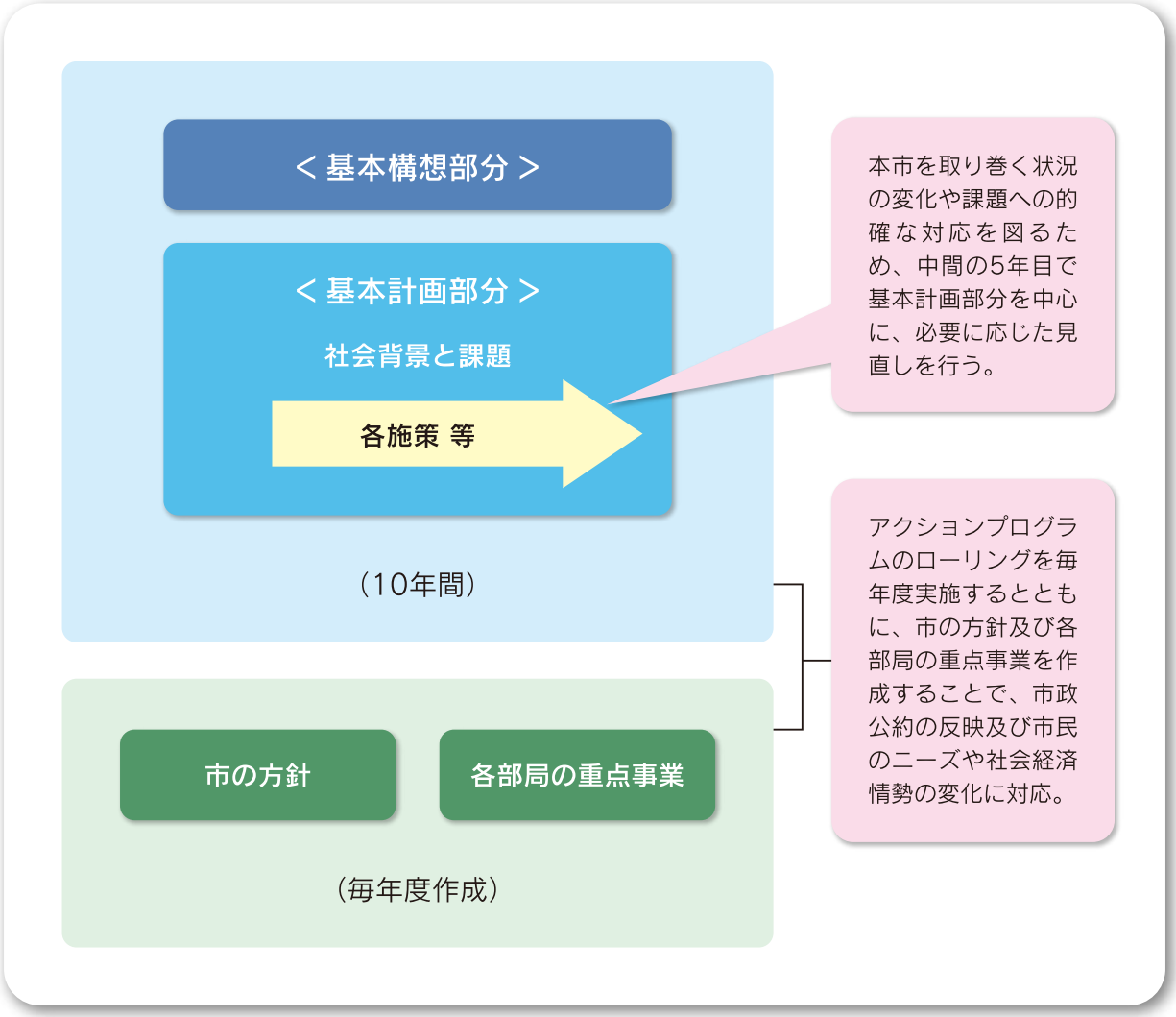

4. 計画策定の体制

総合計画の策定体制は、次のとおりとします。

（1）大牟田市総合計画審議会

審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項について調査審議する機関とします。

◆ 設置根拠：大牟田市総合計画条例

※ 委員は次の者のうちから市長が任命。（20名以内）

(1) 学識経験者
(2) 経済、労働、文化若しくは医療に関する団体若しくは事業所の代表者又はその団体等の推薦を受けた者
(3) 地域団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者
(4) 公募による市民
(5) その他市長が適当と認める者

（2）総合計画策定会議

策定会議は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議

第7次総合計画策定体制

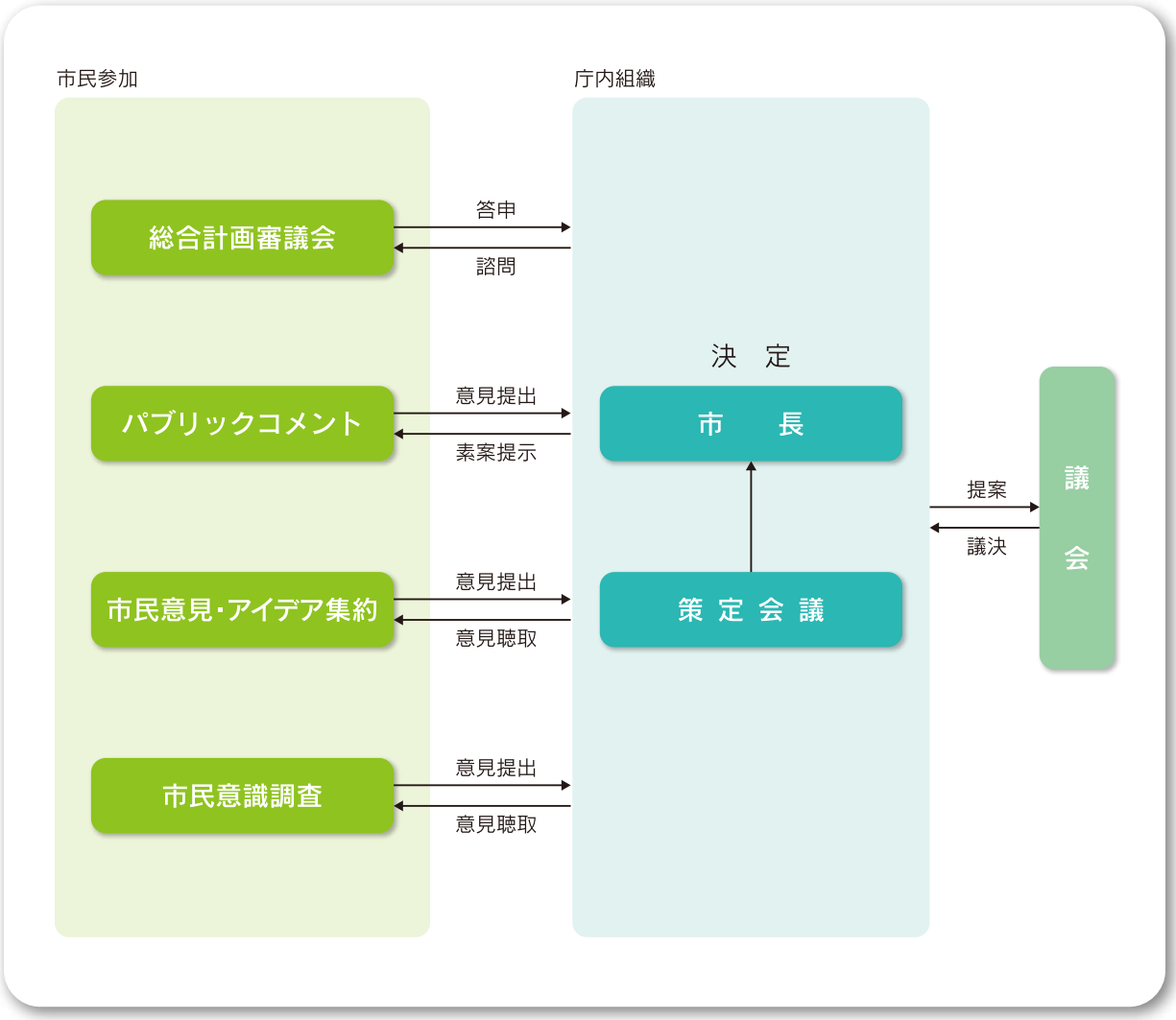

する組織とし、市長、副市長、部長、消防長、企業管理者、企業局長、教育長、教育委員会事務局長、市議会事務局長をもって構成します。

◆設置根拠：大牟田市総合計画策定会議規程

(3) 庶務

総合計画の策定に関する庶務は、企画総務部において処理します。

5. 計画の決定

(1) まちづくり総合プランは、総合計画審議会の答申を経た後、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市議会の議決を経て決定します。

(2) アクションプログラムは、総合計画策定会議での議論の後、市政公約との整合を図るとともに、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市長が決定します。

6. 策定スケジュール

(省略)

大牟田市総合計画条例（平成26年9月26日条例第8号）

（趣旨）
第１条　この条例は、本市の総合計画について、その位置付け、構成及び策定の方針を明らかにするとともに、策定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。
（総合計画の策定）
第２条　市長は、市政を総合的かつ計画的に推進するため、総合計画を策定するものとする。
（位置付け及び構成）
第３条　総合計画は、本市のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針とする。
２　総合計画は、まちづくり総合プラン及びアクションプログラムで構成する。
３　まちづくり総合プランは、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものとする。
４　アクションプログラムは、まちづくり総合プランに掲げる施策を実現するために実施する事業について示すものとする。
（策定の方針）
第４条　市長は、総合計画が前条第1項に規定する指針であることを踏まえ、総合的見地から策定しなければならない。
２　市長は、総合計画を策定するときは、市民に対しその策定の過程を明確にするとともに、市民の策定への参加を促進し、市民の理解と協力の下に策定するものとする。
３　前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。
４　総合計画の計画期間は、まちづくり総合プランにおいて定めるものとする。
（大牟田市総合計画審議会への諮問）
第５条　市長は、まちづくり総合プランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ大牟田市総合計画審議会に諮問するものとする。
（議会の議決）
第６条　市長は、まちづくり総合プランを策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。
（公表）
第７条　市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。
（総合計画の推進）
第８条　市長は、総合計画に掲げる施策及び事業を実施するために必要な措置を講じるほか、その実施状況について、適宜公表するものとする。
（大牟田市総合計画審議会の設置及び担任事務）
第９条　まちづくり総合プランの策定及び変更について市長の諮問に応じ調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として大牟田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（審議会の組織）
第10条　審議会は、委員20人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
(1)　学識経験者
(2)　経済、労働、文化若しくは医療に関する団体若しくは事業所の代表者又はその団体等の推薦を受けた者
(3)　地域団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者
(4)　公募による市民
(5)　その他市長が適当と認める者

（審議会の委員の任期）
第11条　委員の任期は、まちづくり総合プランの策定又は変更の終了の日までとする。
（審議会の会長及び副会長）
第12条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
2　会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（審議会の会議）
第13条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2　審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（審議会の部会）
第14条　特定又は専門の事項を調査審議させるため、審議会に部会を置くことができる。
2　部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
3　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
4　部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会の会議において報告しなければならない。
5　部会長に事故があるときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
6　前条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。
（補則）
第15条　この条例に定めるもののほか、総合計画の策定の手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）
1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
（適用区分）
2　この条例の規定は、施行日以後に策定する総合計画について適用する。
（地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正）
3　地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。
本則中「次の各号に掲げるとおり」を「定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること」に改め、各号を削る。
（大牟田市附属機関設置条例の一部改正）
4　大牟田市附属機関設置条例（平成25年条例第43号）の一部を次のように改正する。
別表第1大牟田市総合計画審議会の項を削る。
（大牟田市総合計画審議会の担任事務等の特例）
5　施行日から平成28年3月31日までの間においては、市長は、この条例の施行の際現に効力を有する総合計画の基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ大牟田市総合計画審議会に諮問するものとし、大牟田市総合計画審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

大牟田市総合計画策定会議規程（昭和59年3月31日庁達第3号）

改正　昭和63年８月23日庁達第１号　平成７年４月28日庁達第１号
平成14年８月１日庁達第11号　平成16年５月28日庁達第２号
平成17年８月１日庁達第９号　平成18年12月１日庁達第27号
平成19年12月25日庁達第３号　平成22年３月31日庁達第９号

（設置）
第１条　大牟田市総合計画の策定を各部局の連携協調によって積極的に促進するため、大牟田市総合計画策定会議（以下「計画策定会議」という。）を置く。
（任務）
第２条　計画策定会議は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議する。
（組織）
第３条　計画策定会議は、市長、副市長、部長（担当部長及び参与を含む。）、消防長、企業管理者、企業局長、教育長、教育委員会事務局長及び市議会事務局長をもって構成する。
２　計画策定会議は、必要に応じ関係のある職員を計画策定会議の構成員に加えることができる。
３　計画策定会議は、計画策定作業の推進を図るため、計画策定委員会等を設け、その任務を補佐させることができる。
（会議の招集及び運営）
第４条　計画策定会議の会議は、市長が招集し、主宰する。ただし、市長が不在のときは、副市長が代行する。
（庶務）
第５条　計画策定会議の庶務は、企画総務部において処理する。
（その他）
第６条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則
１　この規程は、庁達の日から施行する。
２　大牟田市総合計画策定会議規程（昭和44年庁達第７号）は、廃止する。

付　則（昭和63年８月23日庁達第１号）
この規程は、昭和63年8月24日から施行する。

付　則（平成７年４月28日庁達第１号）
この規程は、平成７年５月１日から施行する。

付　則（平成14年８月１日庁達第11号）
この規程は、庁達の日から施行する。

付　則（平成16年５月28日庁達第２号）
この規程は、庁達の日から施行する。

付　則（平成17年８月１日庁達第９号）
この規程は、庁達の日から施行する。

付　則（平成18年12月１日庁達第27号）
この規程は、庁達の日から施行する。

付　則（平成19年12月25日庁達第３号）
この規程は、庁達の日から施行する。

付　則（平成22年３月31日庁達第９号）
この規程は、地方独立行政法人大牟田市立病院の成立の日（平成22年４月１日）から施行する。

付　則（平成24年４月16日庁達第１号の２）

この規程は、庁達の日から施行する。

付　則（平成27年３月31日庁達第６号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

まちづくり総合プラン諮問文

総　政　第　53　号
令和 5 年 5 月 29 日

大牟田市総合計画審議会
会長　　八木　雅夫　様

大牟田市長　　関　　好孝

まちづくり総合プラン（案）について（諮問）

大牟田市総合計画条例（平成26年条例第8号）第5条の規定に基づき、「まちづくり総合プラン（案）」について、貴会の意見を求めます。

（諮問の理由）

本市は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の4年間を計画期間とする大牟田市総合計画2020～2023を策定し、「人が育ち、人でにぎわい、人を大切にする　ほっとシティおおむた」を将来の都市像に掲げ、この都市像の実現に向けて、各種施策を展開してまいりました。この間においても、人口減少や少子高齢化の進行をはじめとし、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、時代に即応した行政運営が求められています。

このような中、本市としましては、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題、また目まぐるしく移り変わる社会経済情勢などに対して、柔軟かつ適切に対応し、戦略的な視点をもってまちづくりを行うことができるよう、今後もまちづくり総合プランを市政運営のビジョンとして示し、市民と行政が目指す姿を共有しながら、まちづくりを進めていくことが肝要であると考えます。

そこで、新たなまちづくり総合プランの策定にあたり、市民の意見を踏まえつつ、市政の課題を着実に解決し、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を図る観点から、本案について貴会のご意見を賜りたく、諮問するものです。

まちづくり総合プラン案に対する審議会答申文

令和５年 10 月 26 日

大牟田市長　　関　　好孝　殿

大牟田市総合計画審議会
会長　　八木　雅夫

大牟田市まちづくり総合プラン（案）について

令和5年5月29日付総政第53号により諮問を受けた標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

大牟田市まちづくり総合プラン（案）は、これからの大牟田市の目指す都市像「元気あふれる 安心快適な未来価値創造都市 おおむた ～有明海沿岸地域のリーディングシティ～」を掲げ、「人づくり」をまちづくりの基本としつつ、明るく未来志向の市民の力と思いをもとに、災害対応力の向上と新たな価値の創造と発信により、有明海沿岸地域全体の発展を先導していくような都市を目指す方向性が示されています。

あわせて、都市像を実現するための5つの基本目標「未来を担う心豊かで元気な人が育まれるまち」、「新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き、にぎわいのあるまち」、「誰もがいきいきと支え合い、元気に安心して暮らせるまち」、「人が行き交い、魅力にあふれ、都市と自然が調和した快適なまち」、「災害に強く、犯罪や事故の少ない、安心して安全に暮らせるまち」の下、基本目標達成のための各施策が記載されたものであります。

今回、諮問された大牟田市まちづくり総合プラン（案）について、当審議会における全体会議及び二つの部会にて慎重に審議した結果、今後の10年間における具体的な施策が体系的に組み立てられており、その内容は全体として概ね妥当なものと認めます。

なお、まちづくりの推進にあたっては、今後の諸情勢の変化等にも適切に対応されるとともに、次の事項に十分配慮されることを要望します。

基本目標1　「未来を担う心豊かで元気な人が育まれるまち」

1. 人口減少と少子高齢化は喫緊の課題であることから、そうした状況に歯止めをかけるため、国や先進自治体の動向を注視しながら、子育て支援の充実に積極的に取り組まれたい。
2. いじめや不登校に対しては、事例に応じて外部の専門家などを入れて対策を講じることを検討されたい。あわせて、学校再編にあたっては、地域の実情などを考慮の上、実施されたい。
3. 本市で学んだ学生等にとって、卒業後も大牟田市に残ることも将来の選択肢となるよう、大牟田の魅力とともに、市内にどのような企業があるかを継続して伝えるなど、必要とされるサポートを進められたい。
4. eスポーツについては、スポーツとしての認知がかなり進み定着している状況にあることから、計画にしっかりと位置づけ、積極的に取り組まれたい。障害のある人や高齢者を含め、あらゆる人にスポーツ活動ができる機会の創出に積極的に取り組まれたい。
5. 文化芸術振興については、若い世代へのアプローチをはじめ、身近に触れる機会や仕組みづくりを念頭に、多様な文化芸術活動を進められたい。

基本目標2　「新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き、にぎわいのあるまち」

1. 観光振興にあたっては、有明海沿岸地域を周遊させる視点をもって、行政区域に限らず、広域的な連携を図られたい。あわせて、滞在時間を増やして回遊させる取組をとおして市内宿泊に繋げるとともに、三池山や有明海など身近な自然のアピールや活用にも取り組まれたい。
2. ブランド化などによる農産物・海産物の付加価値向上や販路開拓の支援に取り組むことで、新規就業者の確保や農漁業者の安定経営に繋げられたい。

基本目標3　「誰もがいきいきと支え合い、元気に安心して暮らせるまち」

1. 本市の充実した地域医療や介護を今後も維持していけるよう、医療・介護従事者の確保や、利用施設の運営に影響が生じないよう対策を講じられたい。
2. 医療と介護の連携や認知症を見守る地域連携の取組について、市民にわかりやすく周知するとともに、さらなる充実を図られたい。
3. 市民が健康で生き生きと暮らせるよう、現役世代のうちから特定健康診査やがん検診の受診が進むよう工夫されたい。さらに、生きがいや人との繋がりが重要であることから、地域における集いの場づくりや運動、食育の促進を図るなど、フレイル予防や介護予防対策に取り組まれたい。
4. 8050問題やヤングケアラー、就労支援をはじめとした分野の壁を越えて対応が必要な課題については、関係機関と連携し取り組まれたい。
5. 障害のある人が、文化芸術やスポーツに気軽に親しむことができる環境づくりや指導者の育成に取り組まれたい。

基本目標4　「人が行き交い、魅力にあふれ、都市と自然が調和した快適なまち」

1. まちなかの活性化に向け、若者がまちづくりに取り組む仕組みづくりや環境づくりに継続して取り組まれたい。
2. 公共交通が充実している現状を維持するため、交通体系の効率化などに取り組まれたい。
3. セーフティネットとしての市営住宅の供給のみならず、居住者の多様な暮らしを支える観点から、関係部局との連携を進められたい。
4. 環境学習や省エネ行動に対する支援などを通じて、森林保全や生活排水対策などの自然環境の保全を促進されたい。
5. ごみの減量化や資源化などによる資源循環型社会の形成に向け、より多くの市民や民間団体、事業所を巻き込むことができるよう工夫されたい。

基本目標5　「災害に強く、犯罪や事故の少ない、安心して安全に暮らせるまち」

1. 安心して過ごすことができるまちの実現のため、令和2年7月豪雨災害の経験を踏まえた、防災・減災対策を進めるとともに、流域治水については、行政と市民が意識を共有した上で取り組まれたい。
2. 若い世代が犯罪や迷惑行為を起こさない、巻き込まれないための取組みを充実されたい。
3. 消防団の在り方については、時代に合わせて見直していくとともに、消防団員確保に向け、女性であっても入りやすい広報活動・PR活動を実施されたい。

計画の実現に向けて

1. 深刻化する地域の担い手不足や高齢化に対応するため、防災や環境問題、子育ての関係など関心の高いテーマによる、若い世代や団体、事業所などを幅広く巻き込む仕組みづくりに早急に取り組まれたい。
2. いわゆる地縁組織だけではなく、例えば、同じ趣味や考え方といった属性に着目したコミュニティづくりなど、新たな視点による取組みも検討されたい。
3. 市の魅力発信や移住・定住の促進については、特に若い人に響かせることが重要であることから、マスコミやSNSなど様々なメディアを効果的に組み合わせながら、プロモーションに取り組まれたい。
4. 市職員の確保・育成・適正配置を実施されるとともに、デジタル技術や民間活力等の活用により、市民が市役所を訪れることなく手続きを終えることができるなど、市民の利便性が高く、信頼される市役所となっていただきたい。
5. 女性職員の管理職への積極的な登用、あるいは、柔軟で多様な働き方の実現など、さらなる女性の活躍の場や機会づくりに取り組むことにより、市政への多様な意見の反映や職員採用試験受験者の獲得につなげられたい。

なお、審議の過程において各委員から出された意見等については、別紙のとおり取りまとめていますので、計画の推進にあたっては、十分尊重されるよう要望いたします。

大牟田市総合計画審議会委員名簿

（氏名五十音順）

委員氏名	所属団体等	備　考
糸永　一平	大牟田商工会議所	副会長
内田　亮	大牟田青年会議所	
大塚　力久	大牟田市社会福祉協議会	
黒田　洋	大牟田市体育協会	
紫牟田　あいら	市民公募委員	
下原　小百合	おおむた女性会議21	
扐瀬　純也	大牟田市立小・中・特別支援学校ＰＴＡ連合会	
塚本　晃	おおむた環境ネットワーク	
西田　智範	大牟田市消防団	
西山　努	大牟田医師会	
野中　邦敏	大牟田文化連合会	
畑田　真昇	市民公募委員	
葉玉　千賀子	帝京大学福岡医療技術学部	
疋田　赳大	帝京大学福岡キャンパス学友会	
古澤　拓己	有明工業高等専門学校学生会	
本間　美奈子	久留米大学	
八木　雅夫	有明工業高等専門学校	会長
山中　立彦	大牟田観光協会	
山本　和弘	市民公募委員	
萬矢　勝保	大牟田市校区コミュニティ連絡協議会	

（全20名）

大牟田市まちづくり総合プラン（案）に寄せられた意見等

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
1	計画	大牟田市まちづくり総合プラン（案）は誰のために策定されているのか。昭和、平成、令和まで策定し、まだ実現していない。大牟田市まちづくり総合プラン（案）は誰のために策定されているのか。	まちづくり総合プランは、市民と行政とがまちづくりの目指す姿を共有し、総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針として、大牟田市総合計画条例に基づき策定しております。
2	計画	「大牟田市都市計画マスタープラン」（平成31年3月改定）の「測定・評価」とその「対策・改善」の報告（途中経過を含む）をいつの時点で行い、公表するのか、市は明示すべきである。	本市の都市計画マスタープランは、おおむね20年後（令和17年）に計画目標を置いて、長期的な都市づくりの方向性を示しています。その計画を着実に進行していくため、おおむね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査など様々なデータを基に評価・検証を行うこととしております。今年度（令和5年度）が計画策定からおおむね5年経過することから、現在評価・検証を進めており、評価結果についてはホームページで公表することとしております。
3	計画	「大牟田市まちづくり総合プラン2024～2033（案）」と「大牟田市都市計画マスタープラン」との継続性・連関性、および両者の連携的整合性を説明していない。財政的にも市民に対し高負担を要求する新たな都市計画マスタープラン（＝まちづくり総合プラン）を提出する前に、市はこの説明を市民に行い、認諾を受けなければならないハズである。	計画策定にあたっては、多様な市民意見の反映による計画づくりを基本姿勢としております。広く市民の意見を聴くため、総合計画審議会の設置と市民委員の公募、市民意識調査、パブリックコメントなどを実施し、計画への多様な市民意見の反映による計画づくりを進めてまいりました。 まちづくり総合プランは、いただいたご意見を踏まえて成案化し、市議会における審議、議決を経て、決定いたします。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
4	計画策定の意義	12行目「･･･多様化・複雑化していく課題に対して、戦略的な視点をもって柔軟かつ適切に対応しつつ、若者の定住を促す雇用の創出の仕組みづくりを積極的の行い、市民と行政が目指す姿を共有しながらまちづくりを進めていくため、今後のまちづくりの指針となる第7次総合計画を策定します。」に変更（下線部分を追加）をお願いしたい。	「Ⅰ 計画策定の意義」は、これまでの本市のまちの成り立ちや、今後のまちづくりの指針であるという総合計画の趣旨を端的に述べる章としているため、個別具体の取組については、「Ⅳ 人口」や「Ⅶ 都市像実現のために取り組む施策」において述べることとしております。
5	ふり返り	コンパクトシティー・プラス・ネットワークという考え方が現実問題として言葉の意味が理解できないので、多くの市民が読んでも理解できるような表現に改めるべきと思う。	コンパクトシティ・プラス・ネットワークそのものについて説明を記載しておりませんでしたので、今回のご意見を受けて、修正を行います。
6	ふり返り	P7に本市の知名度向上とイメージアップ、移住定住の促進について、簡単でよいので、実績がわかるように記載すべきと思う。	本章においては、本計画期間において進めた各施策における主要な取組等について記載しており、ご指摘の項目だけ実績を記載すると、他項目との整合性がとれないため、記載しないものとします。
7	ふり返り	P7の行財政運営について、成果重視型で、行った実例を示すなどして、もっとわかりやすく記載すべきではないか。	成果重視型の行財政運営に資する具体的な取組事例を記載していないことから、「 」など、より具体的な例を記載するよう修正いたします。
8	社会背景と課題	サン・アビリティの機能がおおむたアリーナに移ることとなると遠くて大変なため、サンアビリティはそのまま利用できるようにしてほしい。	サン・アビリティーズ大牟田につきましては、市公共施設維持管理計画に基づき、総合体育館整備に伴う統合・集約化する検討を行い、令和6年4月開館予定の総合体育館に、その機能を移転することとなっております。なお、跡地は障害福祉の向上につながる事業を行う民間事業者に活用してもらうよう準備を進めております。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
9	基本目標	＜基本目標2　新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き、にぎわいのあるまち＞について、人が働く場所があって人が集い、その結果、にぎわいのあるまちになると思うので、目標名「人が集い、働き、にぎわいのあるまち」の表現の仕方について検討してほしい。	基本目標2においては、地域産業の振興や観光振興、農業振興に係る施策を記載しております。 今後の産業振興においては、これまで培ってきた様々な産業基盤を活かしつつも、イノベーションの創出や交流人口の増加に向けた取組みなどを通じ、新しい価値を創造していくことで、新たなまちの魅力を生み出し、持続的に発展することが必要と考え、目標名として、「新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き、にぎわいのあるまち」としております。
10	人口	少子高齢化で人口減少が早くなり、工業団地を作っても企業は来ないため、他市町村に勉強しに行き大牟田市を発展させてほしい。市内にある新幹線、JR、西鉄を活かすまちづくりを検討してほしい。	本市におきましては、企業立地が進む一方で、新たに企業が進出しうる工場適地が限られてきております。そのため、新大牟田駅産業団地の造成以降も、次期産業団地造成に向けた取組を進めることとしています。 あわせて、本市は新大牟田駅や有明海沿岸道路、九州自動車道等の広域交通ネットワークが形成されていることから、今後のまちづくりにおきましても、このような交通の強みを活かすまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
11	人口	市の人口について「昭和30年代半ばに21万人近く…2020年国勢調査で111,281人」と表記しているが、直近数値として2020年の人口は情報として時間が経ちすぎているため、住民基本台帳の1963年の22万人を超えた数字と、可能な限り直近の住基台帳人口を記載した方が良いと思う。既に11万人を切って10万台となり、ピークの半数も切ってる状態が端的に伝わる。	住民基本台帳は、市町村への届出を基に各市町村が個別に管理するデータですが、住民票を移さずに別の都市に移動しているケースや他の自治体の高齢者施設に入るケースなどがあり、住民基本台帳登録数と実際の居住者の状態に即した調査とされる国勢調査人口とでは、時点によって大きな差が見られることがあります。 今後の市政運営を進めるにあたり、様々なデータを分析する必要がありますが、例えば、広く知られる国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計においても、国勢調査人口が用いられております。そこで、本章における人口分析においては、国勢調査人口を基準としております。
12	人口	11行目「こうした人口減少の主な要因は、基幹産業の衰退と合理化等により、」に変更（下線部分を追加）をお願いしたい。	本市の人口減少の主な要因は、本市の主要な産業であった石炭産業が、基幹産業が衰退するだけではなく、その後の合理化も要因の一つとして考えられますことから、今回のご意見を受けて、修正を行います。
13	人口	17行目「近年における人口動態については、10年ほど前まで1,000人を超えていた年間の社会動態の減少数が、この数年はおよそ200～500人程度となるなど改善傾向にあります」について、減少数に（）書きで割合を追加表示すべきではないか。	当該部分の表記については、社会動態の減少数を、10年ほど前とこの数年とで比較しており、社会動態の減少幅が減少傾向にある事実を表記しています。 なお、人口に対する社会動態の減少数を割合で示すと、10年前の平成25年で0.38%、5年前の平成30年で0.17%、令和5年においては0.35%となっており、実数と割合ともに改善傾向となっております。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
14	人口	22行目「平成17（2005）年以降は上昇傾向が続いており、令和2（2020）年は国の1.33や福岡県の1.41を上回る1.53となるなど、国･県より高くなっています。」について、これは大牟田市が独自で合計特殊出生率向上の努力をしたからではなく、たまたま結果がそうなっているだけで、しかも九州は全体的に高い傾向があるので自慢に値しないので表現を改めるべき。	当該部分の表記については、本市における合計特殊出生率の数値を示す部分であり、国や県の数値より高いという事実を示しております。このことについては、本市の施策によるものであるのか、その他の影響によるものかは、ここでは言及しておりません。今回のご意見については参考とさせていただきます。
15	人口	27行目について、平成25年の3月時の本市の令和22年の推計人口を記載し、「上振れし明るい材料もでて来ています。」としていますが、根拠も不明確であり「明るい材料も出て来ています。」という表現は不適切であり改める必要がある。	当該部分の表記については、国立社会保障・人口問題研究所による最新の推計を前回の推計と比較し、推計人口が上振れしていたため、この表現としました。 しかしながら、今回のご意見を受けて、「明るい材料」という表現が誤解を生む可能性もあることから、「一定の上振れが見られる」という事実のみの記載に修正を行います。
16	施策 第1編第1章	施策推進の視点の視点4結婚の希望に向けた支援について、「事業者や団体等と積極的に連携しながら､」に変更（下線部分を追加）をお願いしたい。	ご意見のとおり修正します。 結婚を希望する人に対する出会いや交流の機会づくりにつきましては、官民連携により、“大きな縁でつながるまち loveおおむた”プロジェクトに取り組んでおり、多くのカップルの成立に結びついています。今後も引き続き、事業所や団体等と積極的に連携しながら出会いや交流の機会づくりに取り組んでまいります。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
17	施策 第1編第2章	基本方針について、「そのため、知育・徳育・体育のバランスのとれた教育を推進する」とあるが、食育は心身を健全に保つうえで主とする教育であり、「知育」、「徳育」、「体育」の原点であることから、この食育の重要性を前面に記載すべきではないのでしょうか。	第1編第2章（学校教育）の基本方針の記載に当たっては、国の第4期教育振興基本計画が掲げる目標や基本施策を参酌する必要があります。 食育は、国の第4期教育振興基本計画の目標の一つである「健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成」のもとに位置付けられた基本施策の一つである「学校保健、学校給食・食育の充実」の中で取り扱われており、第1編第2章の基本方針は、このこと等を踏まえて記載したところです。
18	施策 第2編第1章	現況と課題について、「新たな産業団地を推し進めていく~~必要があります~~ことが急務です。」に修正をお願いしたい。	現状として、新たな産業団地の早急な整備の必要性は認識していることから、ご意見を踏まえて、修正します。
19	施策 第2編第1章	現況と課題について、「地域企業の人材確保支援の工夫とともに、新卒者の~~市内~~地元企業への就職を促す積極的なはたらきかけと高校生の地元企業への就職志向の有無について、アンケート調査が必要~~があります~~です。」に修正をお願いしたい。	ご意見を踏まえて、修正します。 本市では荒尾市と連携し、市内企業だけでなく荒尾市の企業への就職を促す事業も行っていることから、「市内企業」を「地域企業」に修正します。 また、これまでも就職ガイダンスに参加した高校生に対して、就職意向等のアンケート調査を行っており、今後も、高校生の就職志向の把握に努め、地元企業への就職を促す取組を積極的に推進してまいります。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
20	施策 第3編第1章	現況と課題について、「本市では、市民や事業者と協働し、認知症を地域の中で支え見守るための体制づくりなどに取り組み、「高齢者に優しい福祉のまち」として国内外から注目を集めています。」とあるが、次に「ただし、今後は地域の見守の負担が大きく、従来の方式の見直しが必要です」の文章を追加されたい。	これまで、本市では認知症当事者の理解を深めるための取組を進めてまいりました。地域で安心して暮らし続けるためには、お互いに支え合うことが大切です。 仕組みづくりにあたっては、地域の過度な負担とならないことがその前提となるため、今後も、地域の皆さんのご意見を聞きながら、「認知症であってもなくても安心して暮らし続けられるまち」を目指し、「認知症」をきっかけとした、子どもから大人まで全ての人がそれぞれ地域の一員としてお互いに支え合う意識の醸成や仕組みづくり、地域づくりを進めてまいります。
21	施策 第4編第1章	国道208.209沿岸道路を降りると、街路樹は雑草であふれており、人の往来の少ない場所では歩道すら埋まっている状態。大牟田市には夜間に車道に蓄積した残土を掃除する機関や機械はなく、残土は雑草を産む苗床であるため、整備してほしい。また、国道沿いの中央分離帯や花壇に花を植えてほしい。	国道については、国が管理しているため市では対応できませんが、市道については、植栽帯等の雑草の繁茂に対し、交通量が多く通行に支障のある路線を優先して、除草対応を行っております。なお、路面清掃車の導入については、今後の参考とさせていただきます。 また、国道の中央分離帯への花植えについては、交通量が多く、作業に危険が生じるため行われておりませんが、国道沿いの花壇には、市中心部の区間で、年1回市民ボランティアによるノースポールやパンジー等の花植え活動を行っております。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
22	施策 第4編第1章	甘木山公園、三池山の登山道の整備をお願いしたい。また、三池山の駐車場の整備についても検討してほしい。	三池山の登山道の整備に関しては、訪れる登山者のために、登山道や遊歩道の管理が必要であることから、山の状況を熟知している地域住民・団体に委託し、適宜対応いただいております。 また、周辺に来訪者が利用できる駐車場がないことから、駐車場の設置やトイレの改修について要望等をいただいています。そのため、令和4年度より、地元住民、ボランティア団体、関係機関、庁内各部署等と意見交換やヒアリングを行いながら、駐車場等整備に関するニーズ把握を行っており、今後、整備条件に係る調査を行いながら、整備の可能性について検討を進めていくこととしております。 あわせて、甘木公園については、矢部川県立自然公園にも指定されていることもあり、現在ある遊歩道を今後も保全することとし、新たな登山道の整備については参考意見とさせて頂きます。
23	施策 第4編第1章	久福木のニュータウンから歩いていける距離に、ブランコ、すべり台、砂場、ドッチボールが出来るくらいの広場がある公園が欲しい。	公園整備については、参考意見とさせて頂きます。なお、近隣に三池公園や白銀川調節池公園がありますので、そちらのご利用もお願いします。
24	施策 第4編第1章	基本方針について、「本市固有の貴重かつ良好な景観」とあるが、どの部分を指して言っているのか、明確に示す必要があるのではないと思われる。	本市には、臨海部の広大な干潟や干拓による農地など自然景観や農業景観、明治時代からの炭鉱景観やそれらに関連する工場景観、また、現代のくらしによる都市的景観など様々なものがあることから、特定の景観を示さない表現としております。
25	施策 第4編第1章	現況と課題について、何れも抽象的な表現に終始しており、現実から逃避した表現になっているので、現実を踏まえたそれぞれの具体例を示すべきではないか。	全国的な課題か本市の課題か分かりづらいため、本市固有の課題については、「本市の」という表現を追記します。 また、個別具体の取組については別途作成するアクションプログラムで示してまいります。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
26	施策 第4編第2章	市内のバスの本数が減少しており、タクシーのなかなか捕まらない状況で、高齢者は困っている。倉永校区で運行している倉永生活循環バスを市内全域に運行してもらいたい。	路線バスの廃止や減便など、公共交通の利用が不便となった地域においては、地域住民の皆さんが主体となって検討された倉永生活循環バスや玉川校区の玉川のりあいタクシーが運行されており、市としてもその取組を支援しています。移動手段のニーズについては、市の中心部と中山間地域など地域ごとに多様なものがあると考えており、より効率的・効果的で持続可能なものとするためには、その地域にあった移動手段を検討する必要があると考えています。本市としましては、今後も地域の皆さんからの声を伺いながら、地域にふさわしい、地域の皆さんに利用いただけるような移動手段の導入を支援してまいります。
27	施策 第4編第2章	高齢化率が30%を超える本市にとって、高齢者による運転事故を減らすため、Maasによる解決を検討しているが、スマホをしっかり使えるか分からない高齢者にGOアプリのようなタクシー配車アプリを利用させることは困難だと思う。 高齢者に対して、スイッチを押すと登録されている住居にタクシーが来るボタンを高齢者世帯に配布するような方法を検討してほしい。	公共交通に係る運転手の不足や高齢化が進み、市内を運行するバスやタクシーそのものの台数の減少が見込まれるため、タクシーの予約等に係るDX化などの運行の効率化を図ることは欠かせないものと考えています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
28	施策 第5編第1章	水害などの避難の知らせがきても高齢者は、少しの距離でも歩く事ができない人が多いため、安心して避難できる対策をお願いしたい。	災害発生時は、災害規模により最大50カ所の避難所を開設しております。あわせて、地域における独自の避難場所の設置に対し支援を行っており、校区によっては町内公民館や集会所だけでなく、民間事業者や社会福祉法人などと協定を締結し、避難者の受入を行っています。引き続き、市による避難所の開設に加え、地域独自の避難場所の確保に対する支援を行い、安心して避難できる体制づくりに努めてまいります。
29	施策 第5編第1章	施策推進の視点の視点1について、「…自分の身は自分で守る…」と市民が持つべき心構えが記されているが、この自助の考えで災害に向かい危険に身を晒す結果となって命を落とす例が出ている。ここは再考が必要ではないか。また、この部分を「職員一人ひとりが」と書き出し、市職員がどうあるべきかも付記してはどうか。	「…自分の身は自分で守る…」とは、“災害が発生する前に準備する”、“災害発生の可能性があるときに、巻き込まれないように早めに避難する”ため、個人でできることは個人で取り組むといった意味で表現しており、災害に向かっていくのではなく、危険を避け、危険に晒されないようにすることが重要と考えております。ご指摘の「災害に向かい危険に身を晒す」ことの無いよう啓発に努めてまいります。 また、視点2において市の対応力について記載しており、市職員に関するものについては「水防本部・災害対策本部の機能強化」に含まれております。職員に対する研修も適宜行っているところですが、ご指摘を踏まえ、引き続き、計画を推進する際には職員一人ひとりの災害に対する意識・対応力の更なる向上を図ってまいります。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
30	施策 計画第1章	筑後市やみやま市は駅のトイレ改修費の負担をしており、JR銀水駅のトイレが古くて暗く汚くくさいので、改修工事に市が財源確保をしてほしい。	JR銀水駅は、1日に約1,200名の乗降客があり、今回、このトイレの改修に向けて地域自らが行動を起こされ、学校や同窓会などの多くの関係者が連携された募金活動が行われました。 市といたしましても、このような要望を受け止め、JR九州とも協議を行いながら、JR銀水駅トイレの改修に向けて取り組んでまいります。
31	施策 計画第2章	基本方針について、「住み続けたい、住みたい、訪れたい、応援したいと思ってもらえる「選ばれるまち」の実現を目指し、地域の魅力を市内外へ積極的に発信し、若者の定住を促しUターン組の促進を推し進める。」に変更（下線部分を追加）をお願いしたい。	「若者の定住を促しUターン組の促進を推し進める。」は、同ページ【現況と課題】の2点目、インナープロモーションやアウタープロモーション、移住定住の促進に向けた取り組みのひとつであり、第2章の全体を示す【基本方針】で表すものではないため、文言の追加は行わないものとします。
32	施策 計画第3章	大牟田市の職員約900名のうち223名は市外通勤者であるが、市外通勤者は他市に税金を支払い、市の財源に協力していないといえる。これでは市民と職員の信頼関係ができないため、市外通勤者に大牟田市に住みたくない理由を聞いてほしい。	大牟田市に居住しない理由は、職員個人ごとに様々な理由があると思われますが、市内居住に対して職員の理解、協力を求めていきたいと考えております。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
33	施策 計画第4章	市役所は階段が多く、高齢者や足が不自由な人にとって大変なため、市役所のバリアフリー化を早く実施してほしい。	本庁舎については、建設後、90年近くが経過し、バリアフリーへの対応に課題を抱えております。 このような中、スロープやエレベーターなどを設置し、現状で可能な限りバリアフリーに努めております。 更には、ご高齢の方や体に障害のある方を含め、来庁者の皆様がお困りの際は、職員が積極的に声かけし、ご案内するなど人的対応に努めております。 しかしながら、現庁舎で更なるバリアフリー化を図るには限界があるため、現在検討を進めている庁舎整備の中で実現を図っていきたいと考えております。
34	施策 計画第4章	利便性向上についてデジタル化を推進していくとあるが、保育料や水道料金の振込（口座振替）をネット手続きで行えるようにしてほしい。	現在、口座振替申込については、本市に申込書をご提出いただくか、金融機関へ直接申し込んでいただいています。 インターネットによる申込につきましては、取り扱い銀行が限定されるなどの課題がありますが、電子申請やキャッシュレス化の推進と併せて導入を検討いたします。
35		北九州市小倉北区からの移住を予定しているが、どの市区町村も利点はあるものの、その利点は若い独身者や子供世帯に限られており、高齢者に対する利点が全く無いのが現状で、本格的な移住をためらっている。今の人口を維持し、できるだけ、老若男女の移住者が増えていく魅力的で災害や疾病そして孤立する人、空き地空家の少ない、市民全員が笑顔で健康的な暮らしを楽しむ事が出来るまちにしてほしい。	国全体で人口減少が続くと予測される中、本市における人口減少をより緩やかにするには、人口移動の改善や合計特殊出生率の向上はもとより、若い世代にいかに住んでもらうかという視点による取組が重要と考えております。 一方で、全国に先駆けて高齢化が進む本市においては、地域医療体制の構築や「大牟田方式」と呼ばれる地域認知症支援、フレイル予防や健康づくり事業など、高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境づくりを進めております。

No.	該当箇所	意見等	回答･考え方等
36		JR大牟田駅の印象が暗く、待ち合わせ場所がないため整備してほしい。	JR大牟田駅東口には、駅舎内に待合コーナーが設置されているほか、駅の外には観光プラザやシティコートがございます。現在、大牟田駅西口においては路面電車204号の設置やマルシェの開催によるにぎわいづくりが進んでいますが、今後は、東口におきましても、若者や民間事業者との連携によるにぎわい創出や交流機会の拡大等に取り組むこととしております。

大牟田市第7次総合計画
まちづくり総合プラン2024～2033

令和6年3月　策定

発　行　　大　牟　田　市

編　集　　企画総務部総合政策課
大牟田市有明町2丁目3番地
TEL 0944-41-2501
https://www.city.omuta.lg.jp

印　刷　　株式会社秀明社印刷

大牟田市第7次総合計画
まちづくり総合プラン
2024~2033